**「福山市障がい者施設等非常用発電機等導入支援事業費補助について」（Q&A）**

| № | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- |
| ○事業内容について | | |
| １ | この補助金の事業概要は。 | 障がい者施設等が頻発する自然災害等による万が一の停電時等に備え、継続したサービス提供の確保のために導入する小出力発電設備、携帯発電機、蓄電器の購入経費の一部を補助するものです。 |
| ２ | 申請開始日以前に購入した非常用発電機等は補助対象になるか。 | **２０２５年（令和７年）１月２０日（月）以降に購入した発電機等が補助対象です。** |
| ３ | 補助額はどれくらいか。 | **補助上限額は、１施設当たり４０万円です。**  ※対象経費の上限額は、１施設当たり６０万円（補助率は２/３）です。 |
| ４ | 対象経費の上限の60万円を超えるものを購入した際、どうなりますか。 | 例：100万円の小出力発電設備を購入した場合  対象経費の上限額は、1施設当たり60万円のため、補助率２／3で、**40万円の補助**をします。  事業所負担は60万円となります。 |
| ○対象施設について | | |
| ５ | 対象施設はどこか。 | 障がい者支援施設・グループホーム・障がい児入所施設です。  なお、通所施設はこの度の補助の対象施設とはなりません。 |
| ６ | 福山市外に住所のある事業所・施設は、対象になるか。 | 福山市外の事業所・施設は、**対象外です**。  対象事業所・施設は、福山市内に所在しており、２０２５年（令和７年）１月１日現在（基準日）、現に障がいサービス等の提供を行っている施設に限ります。  ※運営実態（休止届が提出されている等）があるかどうかにより判断することになります。 |
| ７ | 既に「非常用自家発電設備」を設置しているが、今回の補助金はどのようになるか。また、福祉避難所として協定を結んでいるが、その場合はどのようになるか。 | 既に「非常用自家発電設備」を設置済でも、補助対象施設が新たに対象機器を購入する場合は、非常用発電機等の導入支援補助を受けることができます。  また、福祉避難所の協定の有無は、関係がありません。従って、補助対象施設に該当する場合は、非常用発電機等の導入支援補助を受けることができます。 |
| ８ | 同一の事業者（法人）が、同一住所地において複数の種別の事業を実施している場合は、どのようになるか。  また、１事業者（法人）で同一サービス種別の事業を複数運営している場合は、どのようになるか。 | それぞれ別の事業所・施設とみなし、それぞれの事業所・施設ごとに補助を受けることができます。  ただし、申請は、法人ごとに行ってください。1事業所・施設ずつで申請した場合は、補助できません。 |
| ○補助対象機器について | | |
| ９ | 補助対象機器の具体を教えてほしい。 | **①小出力発電設備は、低圧（６００Ｖ以下）で出力１０ｋＷ未満のもの**  **②携帯発電機は、発電用原動機を有し持ち運びが容易にできるもので、３ｋＷ又は３ｋＶＡ以下のもの**  **③蓄電器は、繰り返しの充電・放電が可能なもの**  が補助対象です。（**台数の制限は設けていません。**）  携帯発電機は、運転時間が「数時間から１日程度のもの」を想定しています。  市から、メーカーや機種の指定はありません。事業所・施設の規模等に応じて、導入機器等を選定してください。 |
| 10 | 購入しようと思っているものが対象機器になるかわからない。 | 対象機器でなかった場合は、補助できません。  補助対象かどうかわからない場合は、**事前に障がい福祉課へご相談ください。**その際には、商品がわかるようなカタログ等をご用意のうえ、ご連絡ください。 |
| ○申請方法について | | |
| 11 | どのように申請すれば良いか。 | 市ホームページの障がい福祉課ページ内に本事業の内容を掲載しています。  交付要綱、通知文（申請の流れ等を含む。）、Ｑ＆Ａ、申請に必要な様式を掲載していますので、様式をダウンロードし必要事項を入力したうえで、添付書類と併せて申請してください。  なお、申請書は、事業所・施設の負担軽減を図るため、「交付申請書兼実績報告書」としています。  メール、郵送又は持参のいずれかの方法により、障がい福祉課に提出してください。  ※購入した発電機等の領収書又は支払書の写し、写真、カタログ等は、事業所・施設ごとにわかるようにして提出してください。（カタログのみの添付では、購入実績が確認できません。） |
| 12 | 申請は法人ごとに行うのか。 | 申請は、法人ごとに行います。対象施設をとりまとめのうえ、申請してください。 |
| 13 | 交付申請書等の申請期間は。 | **２０２５年（令和７年）７月１日（火）から同年７月３１日（木）です。**  ※ただし、６月下旬に納品があった等の理由で、申請期間内に申請することができない旨の連絡が予め障がい福祉課にあった場合は、申請期間後も受付をします。 |
| 14 | 交付申請は、申請期間内に何回できるか。 | **１法人につき、１回限り**です。  **※補助対象機器や事業所・施設を分けて複数回申請することはできません。** |
| 15 | 通帳は、どの面をコピーし添付すればよいか。 | 通帳の表面と一枚めくった「口座名義」、「口座番号」、「店番」が記載されている部分をコピーし添付してください。 |
| ○支払いについて | | |
| 16 | 入金の時期はいつ頃か。 | ２０２５年（令和７年）8月中旬から9月頃の予定です。 |
| 17 | どの口座に入金されるのか。 | 福山市に債権者登録している**法人**の口座です。  入金は、施設別には行わず、法人単位で一括して行います。 |
| 18 | 補助金を受ける口座情報は、個人のものでもよいか。 | 個人の口座は  不可です。請求書記載の請求者名と一致する法人代表者名の口座へ振込みます。  債権者登録が済んでいる場合は、「支払相手方登録依頼書」の提出は不要ですが、未登録の場合は、「支払相手方登録依頼書」の提出が必要になりますので、「交付申請書兼実績報告書」の提出時に併せて送付してください。 |